

頁	行	編	章	節	目	修正前	修正後
P1	2	第1編	第1章			市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、京田辺市民の市民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。	核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現は、市民共通の願いであり、平和を維持するため、国による国際協調のもとで外交努力の継続が何より重要である。 市(市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ)は、市民の安全・安心が脅かされるいかなる事態においても、住民の生命、身体及び財産を守る立場から、一人ひとりの基本的人権を尊重しながら、市民の協力を得つつ、府及び関係機関と連携し、総合的な危機対応に万全を尽くす必要がある。 以下、万が一、武力攻撃事態等となった場合、避難、救援、武力攻撃災害への対処など国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、市民の安心・安全を確保するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)の趣旨、構成等について定める。
P1	8	第1編	第1章	1	(1)	市(市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び京都府の国民の保護に関する計画(以下「府国民保護計画」という。)を踏まえ、京田辺市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。	武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(以下「基本指針」という。)及び府の国民の保護に関する計画(以下「府国民保護計画」という。)を踏まえ、市国民保護計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
P1	17	第1編	第1章	1	(2)	市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。	この計画は、国民保護法第35条の規定に基づく、市国民保護計画である。
P1	20	第1編	第1章	1	(3)	市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、本市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。	本計画は、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、本市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。
P2	2	第1編	第1章	3	(1)	市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、京都府国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果、新たな知識や情報の取得、住民の意見などにより、見直しを行う。	市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、京都府国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ必要に応じ見直しを行う。 本計画の見直しに当たっては、京田辺市国民保護計画(以下「市国民保護協議会」という。)の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。
P2	2	第1編	第1章	3	(2)	市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする(ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。)	市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、この限りではない。
P5		第1編	第3章			【国民保護措置の全体の仕組み】の表中「武力攻撃災害への対処」の項 ・大規模又は特殊な武力攻撃災害(NB攻撃等)への対処	【国民保護措置の全体の仕組み】の表中「武力攻撃災害への対処」の項 ・大規模又は特殊な武力攻撃災害(NBC攻撃等)への対処

頁	行	編	章	節	目	修正前	修正後
P8	5	第1編	第4章	(3)		平成17年10月1日現在の人口は、64,011人(男:31,411人、女:32,600人)であり、府下では9番目に多い。住宅地開発のほか、同志社大学や同志社女子大学などの学生の居住による影響もあり、全国や府全体と比較すると老年人口比率が低く、比較的若いまちであると言える。	本市の人口は、現在の市域が定まった昭和26年町村合併当時、約15,300人であり、昭和40年の約17,300人に至るまで緩やかに増加してきた。 昭和40年以降北部地域における大規模な住宅地開発などにより人口が急増し、昭和60年には44,000人を超え、その後は緩やかに増加しながら、平成7年には53,000人を超えた。 平成9年の市制施行以降も人口は増加を続けており、住宅地開発のほか、同志社大学や同志社女子大学などの学生の居住による影響もあり、全体的に老年人口比率が低く、比較的若いまちであると言える。
P8	22	第1編	第4章	(5)		市域内の鉄道駅としては、JR片町線(学研都市線)が5駅(松井山手駅、大住駅、京田辺駅、同志社前駅、三山木駅)、近鉄京都線が4駅(新田辺駅、興戸駅、三山木駅、宮津駅)ある。	市域内の鉄道駅としては、JR片町線(学研都市線)が5駅(松井山手駅、大住駅、京田辺駅、同志社前駅、 <u>JR三山木駅</u> )、近鉄京都線が4駅(新田辺駅、興戸駅、三山木駅、 <u>近鉄宮津駅</u> )ある。
P11	8	第2編	第1章	1	(1)	市の各部課室等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための業務を、防災をはじめとする様々な危機管理体制の強化に関する業務と併せて行うものとする。 また、国民保護に関する措置の総括、各部課室間の調整、企画立案等の他、以下の国民保護措置に係る平素の業務については、国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者が行うものとする。	市の各部室課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための業務を、防災をはじめとする様々な危機管理体制の強化に関する業務と併せて行うものとする。 また、国民保護に関する措置の総括、各部室課間の調整、企画立案等の他、以下の国民保護措置に係る平素の業務については、国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者が行うものとする。
P12	13	第2編	第1章	1	2	消防本部との連携を図りつつ、当直等の強化(守衛及び民間警備員が当直を行い、	消防本部との連携を図りつつ、当直等の強化( <u>職員及び民間警備員が当直を行い、</u>
P13	1	第2編	第1章	2		【事態の状況に応じた初動体制の確立】表中 全部課室	【事態の状況に応じた初動体制の確立】表中 <u>全部室課</u>
P13		第2編	第1章	2		【事態の状況に応じた初動体制の確立】の表中「事態認定後」の「市国民保護対策本部の通知がない場合」 市の全部室課での対応が必要な場合 ・現場からの情報により多数の人を殺傷する行為の事案の発生を把握した場合 ・近隣の自治体で多数の人を殺傷する行為等の事案が発生し、市でも生起する可能性が考えられる	【事態の状況に応じた初動体制の確立】の表中「事態認定後」の「市国民保護対策本部の通知がない場合」 市の全部室課での対応が必要な場合 ・現場からの情報により多数の人を殺傷する行為の事案の発生を把握した場合 ・近隣の自治体で多数の人を殺傷する行為等の事案が発生し、市でも生起する可能性が考えられる <u>・救援に関する措置を講ずべきことを指示された場合</u>
P13		第2編	第1章	2		【事態の状況に応じた初動体制の確立】の表中「事態認定後」の <u>救援に関する措置を講ずべきことを指示された場合 又は</u>	
P15	14	第2編	第1章	2	1	市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処が出来るよう、国民保護協議会、防災会議、京都南部都市広域行政圏推進協議会、府の広域振興局ブロック毎の危機管理関係機関連絡会議など防災・危機管理等の既存の連携体制も活用し、	市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処が出来るよう、国民保護協議会、防災会議、京都南部都市広域行政圏推進協議会など防災・危機管理等の既存の連携体制も活用し、
P16	6	第2編	第1章	2	2	市は、山城広域振興局を核とした府の連絡先及び担当部署(担当部局名、所在地、電話(FAX)番号、メールアドレス等)について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、府と必要な連携を図る。	市は、府の連絡先及び担当部署(担当部局名、所在地、電話(FAX)番号、メールアドレス等)について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、 <u>山城広域振興局を核とした府</u> と必要な連携を図る。
P19	16	第2編	第1章	4	1	・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、府対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。	・被災現場の状況を府疎水ネット等を利用し、府対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。

頁	行	編	章	節	目	修正前	修正後
P20	23	第2編	第1章	4	2	国においては、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、	国においては、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を <b>市民</b> に瞬時かつ確実に伝達するため、
P22	14	第2編	第1章	4	3	【収集・報告すべき情報】の表中の項 現在の住所	【収集・報告すべき情報】の表中の項 現在の居所
P22	23	第2編	第1章	4	3	【収集・報告すべき情報】の表中の項 ～を	【収集・報告すべき情報】の表中の項 ～及び～を
P27	12	第2編	第2章	6	(1)	【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管府担当部局】の表中 第27条3号(取水施設等)の項中、「所管府担当部局」 <b>危機管理監</b>	【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管府担当部局】の表中 第27条3号(取水施設等)の項中、「所管府担当部局」 <b>保健福祉部</b>
P32	15	第2編	第4章	2	(3)	市は、自治会、町内会、自主防災組織などと連携し、	市は、 <b>区</b> 、自治会、自主防災組織などと連携し、
P33	3	第2編	第4章	3	(3)	市教育委員会は、府教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。	市教育委員会は、府教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、 <b>市立</b> 学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。
P34	22	第2編	第5章	1	(4)	市は、病院、老人福祉施設、 <b>障害者援護施設</b> 、	市は、病院、老人福祉施設、 <b>障害者施設</b> 、
P36	15	第3編	第1章	1	1	市は、市民、消防、警察等から	市は、市民、消防、 <b>府</b> 警察等から
P36	26	第3編	第1章	1	1	府、警察、指定地方公共機関など	府、 <b>府</b> 警察、指定地方公共機関など
P37	2	第3編	第1章	1	2	市長は、市民、消防、警察等及び現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、府及び警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため市緊急事態連絡室を設置する。	市長は、市民、消防、 <b>府</b> 警察等及び現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、府及び <b>府</b> 警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため市緊急事態連絡室を設置する。
P37		第3編	第1章	1	2	【市緊急事態連絡室の構成】の表P38と重複により削除	
P39	3	第3編	第1章	1	3	<del>イ 市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑に行われるよう、緊密な連携を図る。</del>	<b>イ 市は、警察官が行う警察官職務執行法に基づく避難の指示、警戒区域の設定、道路交通法に基づく交通規制等が円滑になされるよう府警察と緊密な連携を図る</b>
P39	4	第3編	第1章	1	5	担当部課室	担当部室課
P41	16	第3編	第1章	2	3	担当部課室	担当部室課
P43	7	第3編	第1章	2	4	現場における関係機関(府、警察、自衛隊、医療機関、消防機関等)	現場における関係機関(府、 <b>府</b> 警察、自衛隊、医療機関、消防機関等)
P43	11	第3編	第1章	2	4	現地調整所員は、市対策本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。	
P43	25	第3編	第1章	2	5	<del>この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。</del>	<b>この場合において、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。</b>
P47	21	第3編	第2章	4	(3)	市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。	市が、国民保護措置の実施のため、 <b>事務の一部</b> を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
P54	1	第3編	第3章	2	3	【避難実施要項の項目】表中 (自治会、町内会、事務所等)	【避難実施要項の項目】表中 (区、自治会、自主防災組織、事務所等)

頁	行	編	章	節	目	修正前	修正後
P55	31	第3編	第3章	3		また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長及び自衛隊京都地方協力本部長に通知する。	また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、 <b>消防長</b> 、警察署長及び自衛隊京都地方協力本部長に通知する。
P56	4	第3編	第3章	2	4	市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。	市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、 <b>区・自治会、自主防災組織</b> 、学校、事業所等を単位として誘導を行う。
P57	9	第3編	第3章	2	4	市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下、「警察官等」という。）に対して、警察官、自衛官による避難住民の誘導を要請する。	市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下、「 <b>警察署長等</b> 」という。）に対して、 <b>警察官又は自衛官（以下「警察官等」という。）</b> による避難住民の誘導を要請する。
P57	18	第3編	第3章	2	4	市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる市民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する	市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や <b>区・自治会長</b> 等の地域においてリーダーとなる市民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。
P59	5	第3編	第3章	2	4	(14)自衛隊施設等の周辺地域における住民の避難 市長は、自衛隊施設等の周辺地域における住民の避難については、 <u>それらの施設は防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、</u>	(14)自衛隊施設( <b>陸上自衛隊祝園分屯地</b> )の周辺地域における住民の避難 市長は、当該施設の周辺地域における住民の避難については、 <u>その施設は防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、</u>
P59	11	第3編	第3章	2	4	市長は、病院、老人福祉施設、障害者養護施設、保育所その他自ら避難することが困難な者の避難に関し、	市長は、病院、老人福祉施設、 <b>障害者施設</b> 、保育所その他自ら避難することが困難な者の避難に関し、
P64	8	第3編	第5章	1	(1)	市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、学校等からの情報収集、府警察への照会などにより安否情報の収集を行う。	市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が <b>管理する市立学校等</b> からの情報収集、府警察への照会などにより安否情報の収集を行う。
P66	18	第3編	第5章	5			(追加) 市は、「NTT災害用伝言ダイヤル」や「被災者情報登録検索システムI A A」など災害時の安否情報の伝達システム等に市のホームページからリンクし、市民等の利用に資する。
P67	22	第3編	第6章	1	2	消防長は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、	<b>消防吏員</b> は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、
P74	1	第3編	第6章	3	2	【危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置】の表中「措置」の項中 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号） 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号） 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）	【危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置】の表中「措置」の項中 <b>危険物</b> の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3） <b>危険物</b> の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号） <b>危険物</b> の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）
P79	11	第3編	第8章	1	(1)	この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。	この場合において、高齢者、 <b>障害のある人</b> その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

頁	行	編	章	節	目	修正前	修正後
P81	7	第3編	第9章	1		市教育委員会は、市の区域に存する重要文化財等（国宝、重要文化財、史跡名勝等）、府指定・登録文化財等（府の指定及び登録の有形文化財、史跡名勝）	市教育委員会は、市の区域に存する重要文化財等（国宝、重要文化財、史跡名勝等）、府指定・登録文化財等（府の指定及び登録の有形文化財、史跡名勝等）
P81	7	第3編	第9章	2		また、文化財の所有者又は管理団体等や関係機関と連携して、以下の応急措置を速やかに講じることができるよう努めるとともに、重要文化財等が被害を受けた場合は、直ちに文化庁長官に報告する。	また、文化財の所有者又は管理団体等や関係機関と連携して、以下の応急措置を速やかに講じることができるよう努めるとともに、重要文化財等が被害を受けた場合は、 <b>直ちに府教育委員会を通じて文化庁長官に報告</b> する。
P82	10	第3編	第9章	3		国に対し早急な復旧等に必要な措置を講じるよう要請する。	<b>国等</b> に対し早急な復旧等に必要な措置を講じるよう要請する。
P86	9	第3編	第11章			・市の職員（ <u>消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。</u> ）で国民保護措置に係る職務を行うもの	・市の職員（ <b>消防長の所轄の消防職員を除く</b> ）で国民保護措置に係る職務を行うもの